

ルールを守って正しいごみ出しを！

収集日や時間などルールを守らないで出されてしまったごみにより、収集所が汚され、周辺地域の方や自治会等の管理する方の迷惑となっています。



可燃ごみや不燃ごみは認定袋に入れて、お住まいの自治会内の決められた日に決められた収集所へ出してください。なお、認定袋に入らないごみは粗大ごみです。粗大ごみは収集所には出せませんので、小山川クリーンセンターに自己搬入するか、市のリクエス収集をご利用ください。また、動物に荒らされてごみが散乱したり、収集がもれるのを防ぐために、本庄地域は午前8時30分、児玉地域は午前8時までにしてください。

地域の皆さんが気持ちよく利用できるように、ルールを守ったごみ出しにご協力をお願いします。



■令和2年8月分のごみの量

(可燃・不燃・有害・粗大)

家庭系ごみ排出量 1,786.77t 1人1日当たりのごみ排出量 約739g 前年同月比 +4g (+0.54%)

事業系ごみ排出量 787.26t 1人1日当たりのごみ排出量 約326g 前年同月比 -32g (-8.94%)

※埼玉県内の1人1日当たりのごみ排出量は家庭系ごみが524g、事業系ごみが199g (平成30年度実績)

新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みとして、外出を控え、家庭で過ごす時間が多くなっているため、家庭系ごみの排出量は依然として多い状況にあります。生ごみの水切りや資源物の分別に加えて、家庭での食品ロス対策を実践していただき、ごみの減量化・資源化に更なるご協力をお願いします。

集団資源回収予定表 <回収品目は古紙類・缶類です>

回収場所	日程	時間	問合せ先
アスピーアこだま	11月1日(日) 12月6日(日)	午前9時～11時	ハートtoハート(佐久間さんち) ☎22-9300
市役所	11月15日(日)	午前9時～午後1時	
本庄南公民館 ※布類回収も実施	11月14日(土)	午前9時～11時	佐久間さんち ☎22-9300
就労継続支援B型事業所 「佐久間さんち」(本庄高校北側)	11月20日(金)	随時受付	ポノポノ ☎23-2195

※天候等の理由で変更になる場合もありますので、各団体にご確認ください。

廃棄物の屋外焼却(野焼き)は禁止されています！



庭先や空き地などで、ごみを燃やすことは、煙やにおい、灰の飛散などによって近所迷惑になるばかりでなく、有害なダイオキシン類の発生、PM_{2.5}などの微小粒子状物質の発生原因にもなります。そのため、一部の例外を除き、屋外焼却は法令で禁止されています。

生活環境をより良くするために市民の皆さん一人ひとりの取り組みが大切です。

ごみは家庭で焼却せず、認定ごみ袋に入れて収集場所に出すなど適正に処理するようにお願いします。

猫を飼っている皆さん、これから猫を飼いたい皆さんへ

かわいいペットもマナーを守らずに飼うと、周囲に迷惑をかけてしまいます。家族の一員として楽しく暮らすために、飼い主としてのマナーを守り、最後まで愛情を持って飼いましょう。

◆猫は室内で飼いましょう

猫にとって、屋外は危険でいっぱいです。交通事故や感染症等の危険性が増加するほか、近隣の家の庭でふん尿等をするにより、周囲へ迷惑をかけることがあります。大切な命を守るためにも、猫は室内で飼いましょう。

◆繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。

手術をすることにより、発情に伴うけんかや大きな鳴き声、泌尿器や生殖器の病気などが減り、室内飼いがしやすくなります。

◆最後まで責任を持って飼いましょう

一度飼い始めたら生涯飼うことが、飼い主の義務です。飼育することがどうしても難しくなった場合は、新しい飼い主を探すなど、最後まで責任を持って飼いましょう。

◆飼い主を明確にしましょう

首輪や名札を付け、迷い猫をなくしましょう。

◎猫による被害に困っている方へ

猫には犬のような登録制度や放し飼いを規制する法制度がなく、市で保護・捕獲はできません。猫が敷地内に入り込みふんや尿をするのは、その猫にとって快適な場所になっていることが原因と考えられます。市販の対策グッズを利用するなど、いろいろな方法を試しながら自己防衛をしてください。

※猫は愛護動物です。殺傷・遺棄・虐待行為は犯罪です。

◎飼い主のいない猫にエサをあげている方へ

飼い主のいない猫へのエサやりは、集まる猫によって近隣の方が迷惑を受け、トラブルの原因になる場合があります。

飼い主のいない猫に無責任にエサを与えるのではなく、飼い猫として室内飼育するか、近隣住民の方に説明して理解を得ましょう。そして、不妊・去勢手術、時間を決めた給餌と片付け、トイレの設置と管理、周辺にしたふんの回収等を行い、近隣住民にふん尿被害等で迷惑をかけることのないようにしてください。

これらの処置をせずエサやりだけをする行為は、トラブルの原因となるだけでなく、不幸な野良猫を増やす原因にもなりますのでやめてください。

◎地域猫活動をお考えの方へ

市では公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)」に参加し、住民やボランティアと協力しながら、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術をする取り組みを行っています。

対象は飼い主のいない猫で、近隣の方に十分配慮した地域猫活動(時間を決めた給餌、トイレの設置・管理、周辺にしたふんの回収等)を行うことを条件に、無料不妊手術チケットを配布しています(次回チケット配布は11月下旬を予定。詳しくは環境推進課へ)。